

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

日弁連・再審法改正実現本部による2025年11月26日開催の法務省の法制審議会刑法（再審関係）部会第11回会議後の記者に対する説明の概要

【10月31日から始まった2巡目の議論の振り返り】

①再審請求審における証拠開示について

Q：二巡目の議論では、証拠開示については、どのような議論がなされましたか？

A：法制審では、裁判所が、検察官に命じて、裁判所に提出させるという案（A案）と、裁判所が、検察官に命じて、再審請求人又は弁護人に直接開示させるという案（B案）が示されました。

しかし、再審請求審は職権主義の手続ですから、裁判所は必要があれば、検察官から証拠を取り寄せる権限があることは当然のことです。通常審でも、裁判所は、関連事件の刑事記録や少年事件の社会記録を取り寄せることができます。また、再審請求審でも、刑事訴訟法445条は、裁判所は、必要があるときは、事実の取調べができると書かれています。

また、判例によれば、当事者主義の手続である通常審でも、裁判所は、訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、弁護人に証拠を開示することを命じる権限があるとされています。そうであれば、職権主義の手続である再審請求審で、裁判所が、訴訟指揮権ないし手続指揮権に基づき、証拠の開示を命じることができない理由がありません。

そうすると、A案とB案を対立的に捉える理由はありません。裁判所には、裁判所に提出させる、又は弁護人に開示させる権限があることを前提に、どの範囲の証拠の開示を義務付けるかということが本質的な問題であるはずです。しかし、論点整理では、裁判所は証拠開示を命じることができるという権限の議論をしているのか、裁判所は証拠開示を命じなければならないという義務の議論をしているのかが明確にされていません。肝心の点が曖昧にされています。

Q：証拠開示の範囲については、どのような議論がありましたか？

A：法制審では、証拠開示（裁判所に提出させる、又は弁護人に開示させる証拠）の範囲を「再審請求理由と関連する証拠」に限定する案（A案）と、それに加えて、一定の類型の証拠も対象とする案（B案）が示されています。

しかし、A案とB案は、本来は次元が異なる問題であり、このように整理すると、誤解されるおそれがあります。B案は、再審請求理由と無関係な証拠を取り調べるべきである、という

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

考え方ではありません。再審請求人及び弁護人は、検察官がどのような証拠を保管しているかが分からぬのが通常であることから、まずは幅広く証拠を開示させた上で、弁護人が閲覧・謄写した上で、関連性・必要性がある証拠に限って取り調べれば足りる、という考え方です。その際、通常審における類型証拠開示の規定は、類型的に重要性・必要性が高く、かつ、弊害の少ない証拠が掲げられているために参考になる、ということを主張しているに過ぎません。

A案は、再審請求理由という文言が明確ではないために、狭く解釈されるおそれがあります。実際に、研究者や裁判所関係の委員・幹事は、刑事訴訟法435条6号の場合には、再審請求理由と関連する証拠とは、新証拠とそれに基づく主張に関連する証拠に限定されるとの趣旨の発言をしています。

しかし、これでは現在の運用より証拠開示の範囲が狭くなることは間違ひありません。例えば、東京電力女性社員殺害事件ではDNA型鑑定が実施された結果、犯人でないことが明らかになりましたが、DNA型鑑定は、最初に提出した新証拠とは直接的な関連性はありません。

また、袴田事件や福井事件では、証拠開示に何十年もかかりました。袴田事件では、第2次再審になって初めて開示された5点の衣類のカラー写真を見て、5点の衣類の色調が問題になることに気付きました。福井事件でも、第2次再審で287点の証拠が開示されて、夜のヒットスタジオの放映日が犯行当日の1週間後であったことを捜査機関が認識していたことが分かりました。このように、開示された証拠を見て、はじめて気付くことがあるはずです。それなのに、証拠を見る前に、関連性・必要性及び相当性を具体的に主張しなければならないとする、無罪の証拠が開示されません。また、結果的には開示されるとしても、開示されるまでに何十年もかかったのでは意味がありません。

Q：議員立法の証拠開示案はどのようなものですか？

A：議員立法の案は、再審請求人が請求すれば、裁判所は、検察官に対し、再審請求理由と関連する証拠の開示を命じなければならないという義務規定と、裁判所は、検察官に対し、必要があれば、証拠の開示を命じることができるという権限規定の案です。

議連は、再審請求理由との関連性については、再審請求理由とおよそ関連しない証拠を除外する趣旨であって、再審請求理由に直接・間接に関連するものは幅広く開示させましょうと説明しています。また、再審請求理由と関連性のない証拠であっても、裁判所が必要であると判断すれば、開示を命じることができると説明しています。

議員立法と法制審で示された案は、根本的に異なっています。議員立法は、検察官が提出していない無罪を示す証拠を再審請求人に開示させようという発想です。他方、法制審で示された案は、裁判所が必要と認めた場合には証拠を取り寄せることができるとした上で、それを弁護人にも閲覧させてあげましょうという案です。再審請求理由という同じ言葉を使っていても、発想が全く異なります。法制審の案では、無罪の証拠が開示されません。

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

②開示証拠の目的外使用禁止について

Q：開示証拠の目的外使用禁止規定については、どのような議論がありましたか？

A：法制審の案は、再審請求手続において開示された証拠は、再審請求準備以外の目的には使用してはならないというものです。再審請求人や弁護人が目的外に使用した場合には、罰則が課される場合があります。また、弁護人は懲戒される可能性があります。そのため、弁護人が集会などの場で支援者や報道機関に報告することが困難になります。

Q：目的外使用禁止規定が設けられた場合、報道や支援活動にはどのような影響がありますか？

A：通常審は審理が公開されていますから、報道機関が傍聴して、証拠の内容を報道することができます。しかし、再審請求手続は非公開ですから、報道機関が、証拠の内容を知ることができません。その結果、再審請求人や弁護人が報道機関に情報提供しないと、国民が証拠の内容を知ることができなくなってしまいます。

また、再審事件の場合には、支援者による支援活動が再審開始決定を得るのに大きな力を持っています。例えば、袴田事件では、支援者が5点の衣類のカラー写真を見て、味噌漬け事件をしたことが、再審開始決定に繋がりました。また、袴田事件では、報道機関は、5点の衣類のカラー写真を報道に使うことができています。しかし、目的外使用禁止規定ができると、それが禁止されてしまうのです。そうなると、支援活動の大きな障害になると思っています。

Q：被害者保護を理由とした目的外使用禁止規定についてはどのように考えますか？

A：法務省は被害者側のプライバシーを守るために目的外使用禁止が必須だと言っています。しかし、犯罪被害者側の弁護士でさえ、証拠開示には肯定的な意見を述べています。

6月の部会でヒアリングを受けた犯罪被害者支援を行っている弁護士は、そのときの部会で、必要な証拠開示が十分に行われておらず、手続がいたずらに長期化するという批判が寄せられており、そのようなことがあってはならない、被害者の立場からすれば、無罪を言い渡すべき明らかな証拠があるかどうか一日も早く明らかにして、一刻も早く事件に区切りをつけてほしい、という発言をしていました。

それなのに、法務省は証拠開示の範囲は限定すると言っています。

他方で、法務省は、被害者のプライバシーとは無関係に、全ての証拠の目的外使用を禁止すると主張しています。袴田事件の5点の衣類のカラー写真は、被害者と関係があるのでしょうか。名張事件でぶどう酒の瓶の王冠の写真を支援者に見せたら、何かまずいことがあるのでしょうか。まずいことは何もありませんよね。これでは、被害者のプライバシーを口実に、不都合な事実を隠そうとしていると疑われても、仕方がないと思います。

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

③再審開始決定に対する不服申立てについて

Q：二巡目の議論では、再審開始決定に対する不服申立てについて、どのような議論がなされましたか？

A：再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止するかどうかというのが、証拠開示と並んで対立的な争点ですが、研究者委員・幹事は不服申立てを禁止することにござって反対しました。二巡目が終わった段階でも、極めて対立が深いということを実感しています。

Q：再審開始決定に対する不服申立てを禁止すべき理由は何ですか？

A：まず事実として、えん罪救済が遅れている大きな原因がここにあります。検察官の不服申立てが認められているために、再審開始決定からその確定まで、袴田さんは9年、前川さんは13年、免田さんは24年かかりました。このように、えん罪救済が大きく遅れています。

再審請求審でじっくりと審理をすれば、再審公判がスピーディーに終わるので、検察官の不服申立てを禁止しても全体的には迅速化につながらないという意見をおっしゃる方もいます。

しかし、現在の再審請求審は手続規定がなく、裁判所が放っておくと、どんどん長期化するという現象があります。これに対し、再審公判になったら、期日を指定していきますので、絶対に迅速化すると思います。

また、再審公判は通常の公判手続ですから、公開の法廷で行われて、手続保障もなされます。また、国民の皆さんやマスコミの皆さんのが実際に法廷でその事件に接することができ、社会に開かれたオープンな審理が可能になります。そういう意味でもメリットがあると思っています。

Q：検察官に不服申立て権を認めないと問題はないのですか？

A：検察官は、職権主義構造の再審請求審では当事者ではありません。当事者でない者に不服申立て権を認めるというのは例外的な場合なのです。

しかも、再審手続は二段階構造となっており、再審請求開始決定は再審公判を開くかどうかの中間的な判断に過ぎません。そして、刑事訴訟法420条1項によれば、訴訟手続の中間的な決定に対しては、それ自体に不服申立てができるのが原則になっています。特に、刑事訴訟法435条6号の再審開始事由は、確定判決の有罪認定に疑問があるかどうかの蓋然性、予測的判断に過ぎず、再審公判において決着を付けることになっています。したがって、再審公判を開くかどうかの段階で不服申立てを認める必要はないのです。

中間的な判断という意味では、付審判請求というのがあります。これは、公務員の職務犯罪について検察官が不起訴にした場合には付審判請求ができ、裁判所が付審判の決定を行ったときは、公判の審理が始まるというものです。そして、付審判請求に対して裁判所が請求棄却決定をしたときは、それに対して不服申立てができるのですが、裁判所が付審判決定を行ったときは、その決定に対して不服申立てを行うことはできません。なぜなら、そういう疑いがあつて公判審理に付されたのであれば、実際に審理をして決着をつけるのが筋だからです。

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

また、再審請求棄却決定は、それが確定すれば、もうそれ以上進めません。しかも、同じ理由で再審請求することは禁止されています。したがって、再審請求棄却決定に対しては不服申立てを認める必要があります。他方、再審開始決定は、それが確定しても、裁判のやり直しが始まるだけですから、検察官は通常の刑事裁判と同様に有罪の主張立証ができますし、手続保障も当然あります。また、判決に対しては上訴もできます。ですから、再審開始決定に対する不服申立てを認めなくとも、検察官は困りません。このように、再審請求棄却決定と再審開始決定は、機能的には決定的な違いがありますが、そのことを無視した議論をされていると思います。

Q：この問題については、なかなか意見の一一致を見ないようですが？

A：再審開始決定に対する不服申立てを認めるか禁止するかは、政策的判断です。再審制度は、無実の人を救済するための制度であり、無実の人は迅速に救済されなければなりません。えん罪救済を遅延させる大きな原因である検察官の不服申立てを禁止するというのが合理的だと思います。ドイツでは、1964年に連邦議会が再審開始決定に対する不服申立てを禁止したという話がありました。仮に法制審では意見の一一致を見ないのであれば、国会審議の中で、再審開始決定に対する不服申立てを禁止するしかないと思います。

④袴田ひで子さんのコメント

Q：これまでの法制審議会での議論を聞いて、どのように感じましたか？

A：一番感じたことは、検察庁が有罪だ、有罪だって一生懸命言うんですね。なんだか国を守ってるっていう感じですね。法務省のお偉い方というのは、国を守ることの方が大事なんですね。だから一人の人間の運命なんてどうでもいいと思っているんです。ですから、こういう結果になるんです。

でも、人間を守ってこそ本当の守りということになるんじゃないのかしら。人間を守らなくて、何が国を守れると思います？人間として考えていただきたいと思っております。一人の人の人間を裁くということで、フェアにやっていただきたかったと思っております。一人の人間の運命がかかっている。それを裁くのにフェアでないってことは、もってのほかだと思う。フェアにやってこそ再審じゃないかと思う。証拠も、全部あるものは出して審判を仰ぐということなら話は分かるんですが、これは出さない、隠してしまうってことでは困ります。

ですから、国会の皆様にぜひお願いたいと思っております。法制審議会でできないなら、議連の皆様にすがるしかございません。もう57年闘ってきましたが、何のために47年7か月拘置所に入っていたのか分かりません。せめて巖が47年7か月頑張ってきたということを考え、人間として考えていただきたいと思っております。

Q：証拠をマスコミや支援者に見せてはいけないという意見については、どのようにお考えですか？

A：証拠というのは、検察官だけのもんじやないですから、やっぱりオープンにすべきです

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

よ。マスコミにだって知らせたっていいんですよ。こういう証拠があって、こうだから無罪にするとかってね。隠しちゃうってのは大反対です。

Q：再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、どのようにお考えですか？

A：「私から言わせると、検察官の抗告というのは、同じことを何度もやってるんですね。決着ついたならついたで早いところ、もう終わりにしてもらわないと本当に困りますね。それをまた抗告だって言って、年々年中終わるまで永遠に死ぬまでやられたのでは、こちらがもちません。そんなことのないように、抗告も禁止していただきたいと思っております。(以上、袴田ひで子さんのコメント)」

【本日の議論と今後の見通し】

⑤裁判官の除斥・忌避、期日等の手続規定について

Q：本日は、どのような議論がなされましたか？

A：本日は除斥・忌避、期日等の手続規定を中心に議論されました。

除斥・忌避については、確定審の有罪判決に関与した裁判官は、再審請求審及び再審公判に関与できないという規定を設けるかという議論がなされました。

また、期日等の手続規定については、本格的な審理を要しない事案を除いては、期日を開いて、公開の法廷で、意見陳述や事実の取調べ等の審理をすべきではないかという議論がされました。日弁連の委員・幹事は賛成の意見を述べましたが、法務省関係者・裁判所関係者・研究者からは消極的な意見が示されました。特に審理の公開については、反対意見が根強いと感じました。

⑥法制審の議論の方向性と問題点

Q：法制審の議論全体については、どのようにお考えですか？

A：法制審の議論の状況は、証拠開示については何らかの規定を設けるが、証拠開示の範囲は狭くし、目的外使用禁止を設ける、再審開始決定に対する不服申立ては禁止しない、手続規定も設けないというものです。そうなると、今のままか、むしろ今より悪くなります。

これでは、何のために法制審に諮問がなされたのか分かりません。現在の運用に問題があるから、諮問されたのではなかったのでしょうか。袴田さんの救済に時間が掛かりすぎたから、現在の運用には問題がある、法律を改正して迅速に救済しなければならないということだったのではなかったのでしょうか。現在の議論は、立法事実を踏まえたものになっていません。

Q：法制審の議論は、学会や裁判官の意見を反映したものなのでしょうか？

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

A：時事通信の記事を見ればお分かりになるように、再審の研究を行っている学者からアンケートを取ったところ、アンケートに回答した方は、全員、再審開始決定に対する不服申立ては禁止すべきだと言っています。法制審の研究者委員・幹事が、全員、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することにこぞって反対しているのは異様です。法制審の研究者委員・幹事は、学者の意見を代表するものではありません。そのため、令和7年12月2日には、法制審の審議状況に懸念を示す研究者による意見表明も予定されています。

裁判所関係者の意見も同様で、法制審の委員を務めている裁判官や元裁判官意見が、必ずしも再審に関わったことのある裁判官の意見を代表するものではないと考えられます。そのため、令和7年12月3日には、今の法制審議会の議論に違和感がある元裁判官が声明を出すと伺っています。実情を踏まえた議論をしてほしいということが盛り込まれているようすで、期待しております。